

東京農工大学名誉教授

渕野 雄二郎

はじめに 転換期を迎える都市農業



1968 年改正の都市計画法では、「10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき」とされた市街化区域内農地が、半世紀を経過した今日においても都市農業者の営農基盤として保持され、また、都市の貴重な緑地空間として評価が高まり、農水省及び国交省の双方から、都市農業・農地の政策的再評価がなされ、「市街化区域内の農地をこれ以上減らしてはならない、貴重な地域資源として保全し、有効活用すべき」という共通の認識が醸成されてきた。国交省は市街化区域内農地の位置付けを「宅地化すべき農地」から良好な都市環境を形成する上で「あるべき農地」へと大きく転換した。これを受け、農水省も「都市農業振興基本法」(2015 年 4 月 22 日)を制定し、「市町村が都市農業の振興を図る上で必要と認めた都市農地については営農継続を前提に、生産緑地かそれ以外を問わず、農業振興施策の一環として当該市町村が行う支援とあわせて国の支援を可能とするような新たな仕組みへの転換を図る」としている。

都市農業・農地の公共性

都市農業振興法に基づく「都市農業基本計画」(2016 年 5 月)では、これまでの、都市政策及び農業政策の双方の政策転換の下で、「都市農業と都市住民との新たな関係を育て、深化させつつ、都市農業者や都市住民、関係行政機関や農業団体が連携して都市農業の振興及び都市農地の保全を図るべき対象を明確にした上で、それらの安定的な継続に向けた施策を充実させることが必要となる。」と冒頭で宣言して、施策の方向性及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を明記した。

注目したのは、「都市農業の担い手の確保」の項で、市街化区域内における都市農業振興のための新たな担い手の選択肢を増やし、その受け入れのための

農地政策、都市政策の転換を示唆する内容になっていることである。

①営農意欲のある農業者へ農地貸借を推進し、地域内の青壮年層を新規就農者として育成・確保する。



②食品関連事業者と都市農業者の連携を促進し、こうした事業者が農地を借り受けて営農を行うことを通じて、地域経済活性化への貢献がきたいできる。

③福祉や教育、IT 関係のベンチャー企業等の異業種の農業参入も考えられる。

④援農ボランティアの活動や地域コミュニティの維持・再生に取り組む都市住民や団体等が管理者不在の農地を一定期間活用する取り組みも検討されるべきである。



もちろん都市農業の主要な担い手は農家であるが、農業の多面的機能は医療・福祉・教育などと連携することで公益的性格を付与され、そこでの農地利用・管理の在り方に制度的な工夫が求められる。

前号で紹介された、山田ファームの農業サイドと福祉サイド、それを繋ぐ市民大学の“自然と農業”グループの連携システムの構築は、これから都市農業の在り方を考えるモデルになる貴重な実践である。